

2025年日本国際博覧会に係る宿泊施設対策マニュアル

1 目的

このマニュアルは、2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）の開催にあたり、2025年日本国際博覧会食品衛生及び環境衛生対策要綱に基づき、宿泊施設対策について必要な措置を講ずることにより、環境衛生上の危害の発生を防止し、もって来場者等の健康を保持することを目的とする。

2 基本方針

目的の達成のため、大阪府と大阪市が次の事業を実施することで宿泊施設対策の徹底を図る。

- (1) 旅館業法、国家戦略特別区域法、住宅宿泊事業法に基づく監視指導
- (2) 宿泊施設における事業者（以下「事業者」という。）に対する自主衛生管理等の推進
- (3) 事業者等に対する知識の普及啓発

3 実施内容

(1) 開催前の対策

ア 宿泊施設に対する監視指導

- ・開催前から宿泊客の増加が見込まれる観光地周辺、観光地へのアクセス至便な施設及び関西国際空港周辺の施設に対して重点的に監視を行う。
- ・各施設の構造設備や衛生状態及び宿泊者名簿等の確認を行い、事業者に対して必要な指導及び助言を行う。
- ・国内外から来阪する観光客の増加が見込まれることを踏まえ、宿泊者名簿については、正確な記載や旅券の写しの保管を含む管理の徹底を重点的に指導する。

イ 事業者に対する知識の普及啓発並びに自主衛生管理等の推進

- ・ 事業者に対し、構造設備、寝具等の衛生管理及び宿泊者名簿の取扱いや宿泊サービス等に係る講習会を随時実施することで、衛生管理の徹底並びに配慮を要する宿泊者の特性に応じた宿泊サービスの向上を推進する。
- ・ 宿泊施設に係る自主衛生管理表、宿泊サービス等に係る各種資材を講習会の案内等の機会を捉えて事業者へ適宜提供することで、事業者に係る自主衛生管理等を推進する。

(2) 開催中の対策

ア 宿泊施設に対する監視指導

- ・ 開催期間中、宿泊客の増加が見込まれる博覧会会場周辺や博覧会会場へのアクセス至便な施設及び各国要人等の宿泊が見込まれる施設に対して重点的に監視を行う。
- ・ 各施設の構造設備や衛生状態及び宿泊者名簿等の確認を行い、事業者に対して必要な指導及び助言を行う。
- ・ 宿泊客の増加が見込まれること等を踏まえ、宿泊者名簿については、正確な記載や旅券の写しの保管を含む管理の徹底を重点的に指導する。

イ 外国人来阪者等に対する宿泊マナーの普及啓発

宿泊施設利用に係る啓発資料を活用することで、博覧会来場者をはじめとする外国人来阪者等に対して、宿泊マナー等の知識の普及啓発を行う。

4 その他

このマニュアルの実施に関し、必要な事項は別途定める。

令和6年2月28日策定